



▲昨年度の様子(セントコア山口にて)

# 商工会だより

## 【会員交流会】を開催いたします

○日時 ○平成26年11月27日(木) 18時半～20時半

○日時 ○12月11日(木) 19時～21時

○場所 ○阿東支所

○テーマ

第67号  
山口県央商工会事務局  
本所・阿知須支所  
0836-65-2129  
秋穂支所  
083-984-2738  
阿東支所  
083-956-0032

【阿東支所】

「商工貯蓄共済」は、商工会が国に承認を得て実施している正規事業です。

安い掛金で、「貯蓄」「融資」「保障」「入院保障」の4つの備えができます。

安心掛金で大きな安心

貯蓄自己資金の調達

融資気軽に事業資金の調達

保障万一への備え

入院保障入院・手術の時に

○テーマ  
顧客の心をつかむのは  
こんなお店

## 共済の紹介

### 商工貯蓄共済

する低利な融資の斡旋も受けられます。

さらに、医療特約も契約いただきますと、病気やケガで入院した時に、1泊2日から保障されます。しかも、入院や手術が無かつた時は、5年毎に5万円（合計10万円）の「無事故給付金」が支払われます。

また、先進医療特約について、11月1日以降の契約分から、通算支払限度額が10000万から20000万まで拡大され、さらに、自動更新最終到達年齢も80歳から90歳に延長されました。この機会に、先進医療特約を付与されていない方は、ご検討ください。

☆他にこんな特典も！

今年度から、貯蓄共済に加入している事業所に特典として、「健康診断助成金事業」を行い、健康診断料の一部助成を行っております。

当共済にご興味がある方は、不明な点などがある方は、商工会へご連絡ください。

会員の従業員とそのご家族が相談ください。

事故等によるケガの入院・手術等の補償の他、病気の入院・手術の補償、がん補償がございます。

掛金は、加入タイプごとに年齢・性別・職種に関係なく一律で、仕事以外でも国内外問わず24時間補償され、ケガも病気も日帰り入院から補償されます。

ささらに、安い掛金で大きな死亡保障が実現される「生命保障」もございます。

消費税アップにより家計内での消費税負担が増加し、貯蓄が減つていている方は多いのではないか?しかし、生活していく上で必要な経費は削れませんし、将来のための貯蓄も必要です。

そこで、今加入している生命保険の見直しをされ、掛け金の安い福祉共済に切り替えられると、毎月の掛け金を節約できるようになります。

商工会では、加入されている保険証券を見せていただくことができれば、ジブ

ラルタ生命保険(株)の担当者による保険の見直し等の相談をお受けることもできますので、ぜひ、お気軽に

ご相談ください。

会員交流会を本年度は、阿知須支所が引き受けとなり下記の通り開催いたします。

当会に出席していただき、会員の皆さま同士の親睦を深めていたただくとともに、情報交換を行うことにより、新たなビジネスチャンスを掘んでいたただきつかけづくりとなれば幸いです。

なお、今年度の参加募集は締め切っておりますが、定員に余裕がある可能性もござりますので、参加ご希望の方は、商工会におたずねください。

おきましても、事前にお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

10月1日号で事前告知いたしました講習会について詳細が決定いたしましたので、ご報告いたします。

標記研修会は、自社が置かれている現状を把握し、強み等を踏まえた実現可能性の高い「経営計画」を策定する3回の集中セミナーです。

標記研修会について、秋穂支所と阿東支所の詳細が決定いたしました。

【秋穂支所】  
○日時 ○11月17日(月)  
14時～16時

【阿東支所】  
○場所 ○秋穂支所

○講師 ○川村浩司 中小企業診断士

伊藤勝彦 中小企業診断士

研修会開催後、受講者の専門家派遣を行い、職員も含めて最後までフォローアップいたします。

会員の従業員とそのご家族が相談ください。

「会員福祉共済」は、商工会の会員とそのご家族

が相談ください。

向の共済制度です。

事故等によるケガの入院・手術等の補償の他、病気の入院・手術の補償、がん補償がございます。

掛金は、加入タイプごとに年齢・性別・職種に関係なく一律で、仕事以外でも国内外問わず24時間補償され、ケガも病気も日帰り入院から補償されます。

ささらに、安い掛金で大きな死亡保障が実現される「生命保障」もございます。

消費税アップにより家計内での消費税負担が増加し、貯蓄が減つていている方は多いのではないか?しかし、生活していく上で必要な経費は削れませんし、将来のための貯蓄も必要です。

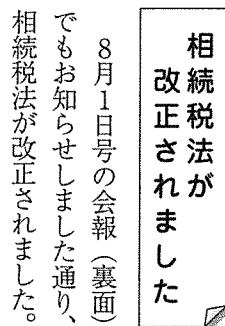
そこで、今加入している生命保険の見直しをされ、掛け金の安い福祉共済に切り替えられると、毎月の掛け金を節約できるようになります。

商工会では、加入されている保険証券を見せていただ

くことができれば、ジブ

ラルタ生命保険(株)の担当者による保険の見直し等の相談をお受けることもできますので、ぜひ、お気軽に

ご相談ください。



細について、山口税務署  
(083-922-1340)  
へお尋ねください。

「税を考える週間」の詳  
細については、山口税務署  
(083-922-1340)  
へお尋ねください。

ご覧ください。

学生・中学生・高校生の「税  
に関する絵はがき・作文・  
習字」の作品展示を行いま  
す。ぜひ、ご来場いただき  
ます。ぜひ、ご覧ください。

17日(月)の期間、中市コミ  
ュニティホール(中市市中  
市町3-13)において、小  
学生・中学生・高校生の「税  
を考える週間」の詳  
細については、山口税務署  
(083-922-1340)  
へお尋ねください。

11月11日から17日は、「税  
を考える週間」です。

テマは、「税の役割と  
税務署の仕事」です。

ページのインター  
ネット番組「We  
b TAX-TV」で  
は、期間中、税に関する様々  
な情報や国税庁の取組を紹  
介する番組を配信していま  
す。ぜひ、ご覧ください。

なお、11月8日(土)から  
11月11日から17日は、「税  
を考える週間」です。

11月11日から17日は、「税  
を考える週間」です。



### 改正1【遺産に係る基礎控除】

【改正前】

5,000万円+  
(1,000万円×法定相続人の数)

【改正前】

3,000万円+  
(600万円×法定相続人の数)

### 改正2【相続税の税率構造】

各法定相続人の所得金額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

### 改正3【税額控除】

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

### 改正4【小規模住宅等の特例】

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

詳しくは 国税庁で検索

WWW.nta.go.jp

### 【改正後の事例】夫が死亡したケース

- 法定相続人：妻(1/2)、息子(1/4)、娘(1/4)
- 課税遺産総額：1億3200万円
- 実際に相続した遺産：妻(5/8)、息子(2/8)、娘(1/8)

#### (1) 課税遺産総額の計算

$$1億3,200万円 - (3,000万円 + 600万円 \times 3人) = 8,400万円$$

#### (2) 相続税の総額の計算(※実際の相続割合ではなく、法定相続分で計算する)

$$\text{妻} : 8,400万円 \times 1/2 = 4,200万円 \Rightarrow 4,200万円 \times \text{税率} 20\% - \text{控除額} 200万円 = 640万円$$

$$\text{息子} : 8,400万円 \times 1/4 = 2,100万円 \Rightarrow 2,100万円 \times \text{税率} 15\% - \text{控除額} 50万円 = 265万円$$

$$\text{娘} : 8,400万円 \times 1/4 = 2,100万円 \Rightarrow 2,100万円 \times \text{税率} 15\% - \text{控除額} 50万円 = 265万円$$

よって、相続税総額は、妻640万円+息子265万円+娘265万円=1,170万円

#### (3) 各相続人が納める相続税

(2)により計算した相続税総額1,170万円を、各人が相続した財産の比率により按分して納税します。

$$\text{妻} : 1,170万円 \times 5/8 = 731万2,500円$$

ただし、妻は配偶者税額控除<sup>(注)</sup>により、実際の納税額は0円となります。

$$\text{息子} : 1,170万円 \times 2/8 = 292万5,000円$$

$$\text{娘} : 1,170万円 \times 1/8 = 146万2,500円$$

(注) 配偶者は、財産の法定相続分か1億6,000万円以下のどちらか大きい額まで無税となります。

その他、だれが相続するかによって、未成年者控除などの税額控除や加算があります。

育児休業給付金制度が  
変わりました

平成26年10月1日から、  
育児休業期間中に就業した  
場合の育児休業給付金の取  
扱が変わりました。

《変更前》

支給単位期間(育児休業  
を開始した日から起算した  
1ヶ月ごとの期間)中に11  
日以上就業した場合は、そ  
の支給単位期間については  
不支給。

《変更後》

10日を超える就業をした  
場合でも、就業時間が80時  
間以下の時は、支給あり。

支給申請書の様式も  
変わりました

育児休業期間中の就業の  
取り扱い変更に伴い、平成26  
年10月1日から支給申請書  
の様式も変わっています。  
なお、就業日数が10日を  
超える場合は、就業時間の  
確認が必要になりますので、  
支給申請書の他に、タイム  
カード、賃金台帳、就業規  
則などの就業時間や休憩時  
間が分かる書類を提出して  
ください。

これらの取扱いは、10月  
1日以降の最初の支給単位  
期間からの適用となります。